

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第4号

県 立 学 校

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十月二十五日

埼玉県教育委員会教育長 関 根 郁 夫

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県立学校文書管理・公印規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第六

号）の一部を次のように改正する。

別表第一中、県立岩槻特別支援学校の項を削り、県立入間わかき高等特別支援学校の項の次に次のように加える。

県立けやき特別支援学校

けやき特

附 則

この訓令は、平成二十八年十二月二十七日から施行する。